

令和5年 第10回

苓北町農業委員会総会会議録

また、今年は各地区町民体育祭も開催されましたし、徐々に徐々に普通の暮らしに戻りつつあるんだなと実感したところであります。

ここ最近、熊日の朝刊に苓北町の記事が取り上げられており大変嬉しいことだと思っております。今日は福田委員が欠席ですね。オリーブの最盛期なのに大丈夫かなと思っていたらやっぱり、摘み取り作業で欠席ですけどこれはやむを得ないですね。お互いに協力して行かんばですね。その前は、林田委員の所の若奥さんのアスパラが載ってましたでしょう。その前は、苓北町の朝ごはんです。こういうのが食べられますよというのが載ってましたですね。これが志岐の町民体育祭の日に載ってました。その前が、木場の真竹のメンマですね。塩漬までして糸島で製品の加工はしてもらおうそうです。そして製品としてできた物を、外国との貿易では逆輸入という言葉があるですかね。そういう形でメンマを貰うそうですけど、そのメンマを使った料理なんかも開発して出しとらっとですよ。

私の家の隣のHanaさんもですね、これに入っとられますので、Hanaさん所のベーグルとキッシュを食べたんですけど、メンマの味が良かったですよ。ここで加工ができればよかったですけど、設備など簡単にはできんとでしょうね。糸島って知っとらすでしょう。あそこは農業も盛んですよ。道の駅も大きいのがあるしですね。そこに塩漬けしたメンマを送っているそうです。

苓北町では稲刈りも済みまして、暑いさなかだったですね。本当に低コストの皆さんにはお世話になりましたけど、無事終わりました、いよいよ特産であります冬レタスの準備段階に入っているんじゃないかなと思っております。

稲刈りが終わりましたが、他所ではまだ稲刈りの真っ只中という所も多々多かろうと思っておりますけど、今、米の需要が60年前からすると半減だそうです。その上に米価の価格が暴落しているそうなんです。だから米を作っても手取りがないんじゃないかということで、皆さん米作りの熱が入らんとですよ。でも米というものは我々の主食でございます。なんと言ってもパンは飽きますけど米は生まれてからずっと何十年も食べておりますけどご飯の飽きたとうことはなかですもんね。それでもやっぱり減っているそうなんですよ。

農業を取り巻く情勢はですね、米価が下がったり、肥料などは上がるけど、販売価格には転嫁されないで依然として安い取引で行われているという現状でございます。こういうことが長く続いておると、農家の高齢化も進んでおりますし、担い手の方をですね今から10年、20年主になって働いていていただきたい方たちが離れてしまうんじゃないかなと心配をしているところでございます。

依然として米はですね、ほぼ100%自国米で賄われている数字で推移しておりますので、お米をたくさん消費していただけるような体制作りも考えていかなくはいけないんじゃないかなというような気がいたしております。

それではさっそく議事に入りたいと思います。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は福田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の林田委員さんと3番の田嶋委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、大津氏を指名致します。

議長

続きまして、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年10月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、田1筆 合計654㎡です。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は、苓北中学校校門前にある農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

場所は国道沿いになるんですね。所有者の方はずっと米を作って、レタス時期は貸してあるそうです。売買にあがっていますこの土地は、2年間ほど休んでおられたと。でも山間部と違いますので、2年間休んでいてもそれほど荒れておらず、少し草が生えておりすぐ再生できるんじゃないかなという程度のものでもございました。

この審議の要点などすべて満たしておりますので別に問題になるようなことはございませんでした。以上でございます。

議長

ほかにご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第43号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年10月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

7ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町都呂々の畑1筆、面積は374㎡です。

転用の目的は、風力発電設備の鉄塔基礎工事におけるコンクリートミキサー車走行のためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請会社は、都呂々地区での風力発電事業を行うにあたって、風車から九州送配電の連携鉄塔までの送電を行うために鉄塔を新設する必要があり、鉄塔基礎工事にあたりコンクリートミキサー車が大きく、当該農地を利用しなければ車両が通行できないため一時転用する」とのことです。

申請地は、8ページ、9ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は志岐ダムから都呂々木場、福連木に向かう広域林道の火力発電所から伸びる送電線付近の農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。なお、今回の申請は一時転用ということで、申請期間終了後は原形復旧が行われます。以上でございます。

議 長	はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。
事務局	はい。
議 長	事務局。
事務局	<p>本日、福田委員が欠席でございますので、事務局より説明いたします。9月3日に、福田委員、事務局職員及び転用事業者の立会いの下現地を確認してきました。</p> <p>当該農地は山間部にあり耕作がしづらい農地ではありますが、当該農地も含め周辺農地に花芝や榊などを植樹、下刈りも行われ適正に管理された農地でありました。</p> <p>先ほど説明したとおり、風力発電設備の鉄塔基礎工事におけるコンクリートミキサー車走行のため、当該農地の一部を一時転用し走行できるようにするためということで、既存の道路の幅員自体は走行に問題ないのですが、道路にはみ出した大きな杉の木があり、伐採も考えたそうですが、付近に都呂々ダムからの通信線が伸びており伐採が困難ということで当該農地の一部約65㎡を転用しコンクリートミキサー車が通れるように鉄板を敷設するということでした。</p> <p>工事完了後は、農地に原形復旧するため特に問題ないと確認をしてみました。以上報告します。</p>
議 長	ほかにございませんか。
瀬形委員	はい。
議 長	瀬形委員。
瀬形委員	何年間の転用になりますか。
事務局	期間は令和5年11月1日から令和6年10月末までの一年間です。
瀬形委員	分かりました。

議 長

ほかにございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第44号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましてらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農業委員会が実施する遊休農地解消活動について

次回、令和5年第11回総会は、令和5年11月7日(火)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議 長

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和5年第10回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時50分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員